

第3次山形県環境計画等の位置付け

山形県環境基本条例（平成11年3月制定）

（環境計画）

第10条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「環境計画」という。）を定めなければならない。

2 環境計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針

(4) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境計画を定めるに当たっては、あらかじめ山形県環境審議会の意見を聞くものとする。

4 知事は、環境計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境計画の変更について準用する。

第3次山形県総合発展計画

第3次山形県環境計画（平成23～32年度） ～持続的発展が可能な安全で美しいやまがた創り～

【6つの基本目標】

1 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築

2 再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化

3 ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築

4 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築

5 安全で良好な生活環境の確保

6 環境教育を通じた環境の人づくり

主な個別計画

○山形県地球温暖化対策実行計画（平成23～32年度）

※地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく地方公共団体実行計画

（計画を審議する機関等）

山形県環境審議会
(環境計画管理部会)

○山形県エネルギー戦略（平成24～42年度）

新たなエネルギー戦略
策定委員会（制定時）

○第2次山形県循環型社会形成推進計画（平成23～32年度）

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画

山形県環境審議会
(環境計画管理部会)

○第11次鳥獣保護管理事業計画（平成24～28年度）

※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条に基づく都道府県知事の計画

山形県環境審議会
(自然環境部会)

○山形県生物多様性戦略（平成26～32年度）

※生物多様性基本法第13条に基づく都道府県の生物多様性地域戦略

山形県環境審議会
(自然環境部会)

○山形県水資源保全総合計画（平成25～30年度）

※山形県水資源保全条例第8条に基づく計画

山形県環境審議会
(環境保全部会)

○山形県環境教育行動計画（平成25～32年度）

※環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく都道府県の行動計画

山形県環境教育
推進協議会

全体を山形県環境審議会（環境計画管理部会）で審議